

山梨県ドクターヘリ導入事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 山梨県ドクターヘリ導入事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、ドクターヘリの導入を図り、県民に等しく高度で専門的な救命救急医療を提供することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象は、県立中央病院（以下「補助事業者」という。）が行うドクターヘリ事業導入に必要な施設・設備整備事業とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出した額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額を交付額とする。

1 基 準 額	2 対 象 経 費
50,339千円	ドクターヘリ事業導入に必要な施設・設備の整備に要する経費

(交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別紙様式1による申請書を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の方法)

第6条 この補助金は、事業完了後精算払とする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに、別紙様式2による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 この補助金には、次の（１）から（９）までの条件を付すものとする。

- （１） 事業の内容や経費の配分の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には別紙様式３により知事の承認を受けなければならない。
 - （２） 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式４により知事の承認を受けなければならない。
 - （３） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - （４） 事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して知事が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
 - （５） 別紙様式５により、知事の承認を受け、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
 - （６） 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
 - （７） 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにし、これを事業完了後５年間保管しておかなければならない。
 - （８） 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式６により速やかに知事に報告しなければならない。
- なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を知事に納付させることがある。
- （９） 補助事業者が（１）から（８）の条件に違反した場合、知事はこの補助金の全部又は一部の返還を補助事業者に対して求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２３年７月１３日から施行する。